

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月14日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第 号

**毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則**

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和42年神奈川県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第15条中「6箇月」を「6月」に、「縦6センチメートル、横4.5センチメートル」を「縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル」に改める。

第14号様式中「写真はり付け位置」を「写真貼付け位置」に、「6箇月」を「6月」に、「縦6センチメートル、横4.5センチメートル」を「縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改め、「歳」及び「性別 男・女」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。